■就職支援

若者の就職を支援します

問 商工振興課 ☎㉓7091

みやぎジョブカフェ

若者の就職を支援するため、面接対策や書類作成など、就職活動に役立つセミナーと職業相談を行います。

◆**開催日**
十一月二日㈫・十六日㈫・三十日㈫・十二月十四日㈫

◆**時間**
各日共通
就職支援セミナー
十時～十二時
就職相談
十三時～十六時

◆**会場**
市民活動サポートセンター（古川駅前ふるさとプラザ内）

◆**対象**
三十九歳以下で求職活動中の人（非正規従業員・フリーターなどを含む）

◆**参加費**
無料

◆**申込**
電話で事前予約

問 みやぎジョブカフェ ☎022-217-3562

みやぎ北若者サポートステーション

「働きたいけど一歩が踏み出せない」「対人関係が苦手」「相談相手がいない」などの悩みを抱えている若者と、その保護者の相談窓口です。

コミュニケーショントレーニングや職場体験などを通して、社会参加・就労に向けた支援を行います。

◆**受付日時**
㈪～㈮　十時～十七時

◆**場所**
古川駅前ふるさとプラザ1階

◆**対象**
三十九歳以下の人

※支援プログラムを受ける場合は、参加費がかかります。詳しくは、お問い合わせください。

問 みやぎ北若者サポートステーション ☎㉑7022

■十一月は児童虐待防止推進月間

尊い命を救うために

～見すごすな　幼い子どもの　SOS（平成二十二年度児童虐待防止推進月間標語）～

問 子育て支援課子ども家庭相談係 ☎㉓6048

児童虐待の悲惨な事件が、連日、後を絶ちません。警視庁によると、今年一～六月に全国の警察が把握した児童虐待事件は百八十一件と前年同期比十五％増で、統計のある二〇〇〇年以降最多となり、被害が深刻化している実態が明らかにされました。

本市でも、児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待の問題は、社会全体の課題です。

虐待は、家庭という密室で起こるので、家族内の問題に周りの人が口を出しにくく、発見が遅れて大事になることもあります。

お父さん・お母さんへ

自分だけでうまく子育てができないのでイライラしてしまう。育児について助けてくれる人がいない。この子がいなければなどと思ってしまい自分を追い詰めていたら・・・。

こんなとき、一人で悩まず相談してください。

■「虐待かな」と思ったら連絡・相談を！

虐待を受けていると思われる子どもたちのサインを周囲が早くキャッチし、援助の手に結びつけることが必要です。

早期発見のポイント

＊表情が乏しく、言葉が上手に出ない
＊乱暴な素行や言葉遣い
＊集団に交わらない、警戒心が強い
＊火傷（やけど）、熱傷、あざなど、いつもケガをしている
＊衣服や身体が非常に汚れている
＊不自然な時間帯に一人で屋外にいる
＊空腹で食べ物を欲しがる
＊年齢に比較して、身長・体重が適切に増えていない

■虐待とは

虐待には、大きくわけて四つの種類があります。

❶身体的虐待
なぐる、ける、投げ飛ばすなど、身体的な暴力

❷性的虐待
性的行為の強要や、性器や性交を子どもに見せるなどの行為

❸ネグレクト（養育の放棄・保護の怠慢）
食事を与えない、ひどく不潔にするなど、必要な養育の放棄

❹心理的虐待
言葉による脅し、子どもを無視する、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど、心理的な苦痛や不安を与える行為

■児童虐待（疑い）の連絡・相談先

子育て支援課子ども家庭相談係 ☎㉓6048
各総合支所保健福祉課
松山 ☎㊺5020
三本木 ☎㊷2114
鹿島台 ☎㊻9029
岩出山 ☎㉒1214
鳴子 ☎㉜3131
田尻 ☎㊳1155
宮城県北部児童相談所 ☎㉒0030

■市民憲章

11月は市民憲章の制定月です

問 まちづくり推進課 ☎㉓5069

大崎市民憲章は、平成十八年十一月三日に制定されました。市民憲章とは、大崎市に住むすべての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。今月は、市民憲章制定月に当たり、改めて大崎市民憲章をご紹介します。

大崎市民憲章

平成18年11月3日 制定

恵みの森，奥羽山脈から湧き出る水は，大地を潤し文化の花をさかせます。
いにしえより伝統ある豊饒の地は，創造性に富む地域の力をはぐくみます。

私たちは　ここに生きる大崎市民です

一人ひとりを尊重し　ともに手をとり行動します
生き生きと　笑顔あふれる大崎をつくります
考え学び　豊かな心と力で大崎をたがやします
子どもたちが誇れる風土　大崎をみがきます

大　崎　市

市民憲章は前文と本文で構成され、前文は恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、大崎市の風景が浮かぶように表現されています。本文は、市民が大崎市に生きる誇りや喜びを感じ、市民として責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、先人から引き継いだ歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる大崎市を創造していく…そんな思いが込められています。

大崎市民憲章の制定

大崎市が誕生してすぐに、市民や有識者からなる「大崎市民憲章制定委員会」が設置され、草案づくりに取りかかりました。

制定に当たっては、市民から寄せられた多くの意見を参考に、できる限り簡単な言葉で、誰もが理解しやすい簡潔な文章となるよう苦心し、個性的で独自性があり、市民が共感を得やすい内容となっています。

市民憲章の普及活動

毎年、市内の小学六年生に市民憲章入りクリアファイルを配布したり、各地域で開催される成人式をはじめとした式典で唱和するなどして普及啓蒙に努めています。

また、市内の公共施設や集会施設には市民憲章の額を掲示しています。

市役所正面玄関にはリサイクルデザイン展示館木工糸のこ研究室から寄贈された木製の額が、そして古川駅前広場には古川東ロータリークラブから寄贈された石碑が設置され、一層の啓発が図られています。

まちづくり推進課では、事業所などに市民憲章の掲示をする場合、希望者に、市民憲章の印刷物（A2サイズ）を配布しています。

■病院事業

病院改革プランの達成状況

問 市民病院経営企画課 ☎㉓3311

		20年度	21年度				22年度
			目標（A）	実績（B）	増減（B-A）	達成率	目標
①病床利用率	一般	84.5%	81.6%	82.6%	1.0%	101.2%	81.6%
	療養	82.8%	68.4%	79.3%	10.9%	115.9%	68.4%
	合計	82.2%	77.2%	80.5%	3.3%	104.3%	77.2%
②1日平均患者数（入院）		612人	619人	576人	△43人	93.1%	619人
③平均診療単価（入院）		39,000円	39,863円	41,181円	1,318円	103.3%	39,863円
④1日平均患者数（外来）		1,507人	1,523人	1,509人	△14人	99.1%	1,523人
⑤平均診療単価（外来）		10,519円	10,511円	11,498円	987円	109.4%	10,511円
⑥経常収支比率		100.2%	100.8%	99.8%	△1.0%	99.0%	100.1%
⑦医業収支比率		95.5%	97.1%	94.4%	△2.7%	97.2%	97.1%
⑧給与費対医業収益比率		44.9%	45.4%	45.6%	0.2%	99.6%	45.5%

大崎市民病院は、平成二十一年三月に策定した「大崎市民病院改革プラン」に基づき、経営改革の取組みを進めていますが、このほど平成二十一年度の達成状況がまとまりました。（上段表参照）計画の期間は、平成二十一年度から二十三年度までの三年間です。

この改革プランは、多くの公立病院が医療費抑制政策や医師不足によって、経営状態が悪化している状況から、国が定めた「公立病院改革ガイドライン」に基づき、病院事業を設置する地方公共団体に対して平成二十年度内に策定することを求めた、という背景があります。

大崎市民病院は、これから岩出山分院や本院の建て替えといった大規模な設備投資の計画があり、特に本院は、県北の基幹病院としてますます役割が大きくなることが見込まれます。

同プランの達成状況の推移を見定め、適切な経営ができるよう改革を進めます。